

令和 2 年松前町条例第26号

松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年10月 8 日

松前町長 岡 本 靖

松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例
松前町長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年松前町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>松前町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例</u></p> <p>_____地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) 物品の<u>借入れ</u> 及び保守に関する契約</p> <p>(2) <u>公共施設の保守管理の業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年 4 月 1 日から当該役務の提供を受ける必要があるもの</u></p> <p>(3) <u>継続して役務の提供を受ける契約で、役務の提供に必要な機器等に相当な初期投資を要するため、複数年度にわたる契約を締結しなければ不経済になると認められるもの（前号に該当するものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>継続して専門的な知識、技術又は経験が必要な役務の提供を受ける契約で、役務の提供に必要な業務体制の整備に相当な費用を</u></p>	<p><u>松前町長期継続契約とする契約を定める条例</u></p> <p>_____地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) 物品の<u>借り入れ</u>及び保守に関する契約</p> <p>(2) <u>公共施設の保守管理に関する契約</u></p>

要するため、複数年度にわたる契約を締結しなければ不経済になると認められるもの（第2号に該当するものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。